

奈良県告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和二年八月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 笠置山添線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
4	奈良市邑地町三二 二三番一先から 奈良市邑地町二六 六三番一先まで	前	七・九 、 一八・五	一八四・六	
		後	一三・二 、 三〇・一	一八四・六	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和二年八月十八日